

令和5年度県立学校給与事務担当者研修会資料等の改訂箇所一覧

1 研修会資料

項目	改訂ページ	改訂内容
昇給	P. 1	4 ただし書きの4月1日以降に昇給される場合にあっては、の後に「昇給日前1年間の全期間を特に良好な成績で勤務した者に限る。」に修正。
	P. 1	4 (1) の昇給区分と昇給の号給数の表の55歳以上の職員について、「A欄を1号給以上」に修正し、「B欄を昇給しない。」に修正。
	P. 4	2 (3) ③キかっこ書き内の55歳以上の職員は「昇給しない。」に修正。
	P. 6	3 (2) 55歳以上の者の場合の欄内「B」については、「昇給しない。」に修正。
	P. 9～14	年次修正。
	P. 15	かっこ書きの赤本の頁を「P943」に修正。
扶養手当	P. 18	個人事業の開業・廃業等届出書の様式を最新版に差し替え。
住居手当	P. 18	諸手当質疑応答集を第14次全訂版へ変更
通勤手当	P. 52	(利用回数の算出にあたっての留意事項) の以下・に、「・往路復路それぞれにおいて月の要勤務日数の1/2以上の利用が必要である。」を追記。
	P64～68	「交通系ICカードを利用した場合の通勤手当認定額等について」の通知を追加。
単身赴任手当	P. 4	エ 道路運送法施行規則第4条に変更
	P. 8	(規則第2条関係第2項第6号)に変更
特殊勤務手当	-	改訂なし。
期末・勤勉手当	P. 2～P. 4	「再任用学校職員」の表記を「定年前再任用短時間勤務学校職員」又は「暫定再任用学校職員」に修正。
	P. 3	① 在職期間から除算される期間 イに「高齢者部分休業期間」を追加。
	P. 4	勤勉手当成績率を95/100から100/100 (45/100から47.5/100)へ修正。
	P. 5	① 勤務期間から除算される期間 カに「高齢者部分休業期間」を追加。
	P. 6	赤本のページを修正。

項目	改訂ページ	改訂内容
産業教育手当	P. 1	学習指導要領農業「科」編、水産「科」編又は工業「科」編の「科」を削除
	P. 3	「山口県立〇〇工業高等学校」の「工業」を削除
	P. 3	「化学基礎」を太字に修正
	P. 4	※に下線を挿入
臨時的任用職員に係る電算処理について	P. 2～15	年次修正。
給与の取扱い一覧	目次	「再任用学校職員」の表記を「定年前再任用短時間勤務学校職員等」に修正。
	P. 3	・「常勤学校職員」の表記を「暫定再任用学校職員」に修正し、常勤又は短時間勤務に分けて表記。
		・「定年前再任用短時間勤務学校職員」を一覧に追加。
	勤勉手当の成績率を0.45から0.475へ修正。	

2 諸手当認定事例集

項目	改訂ページ	改訂内容
扶養手当	P. 1～6	年次修正。
通勤手当	P. 12～13	時点修正
	P. 17	「往路復路それぞれにおいて月の要勤務日数の1/2以上の利用が必要となる。」を追記。
住居手当	P. 7～10, P25	年次修正。
特勤手当	P. 22	年次修正。
認定簿の記載	-	改訂なし

3 月間所得が変動する者の扶養手当の認定継続に係る確認方法

改訂ページ	改訂内容
-	改訂なし。

4 旅費制度質疑応答集

改訂ページ	改訂内容
P. 14, P. 23～P. 26	JALの割引運賃の名称変更「特便割引→セイバー」 JALの運賃検索URL修正 JALの過去の運賃検索が不可能になった旨記載。
P. 60	Q8-A8「出頭旅費における指定席特急料金」を追加。以下、番号を1つずつずらした。

※上記以外に、年度更新による改訂、掲載順や表現の変更を行っている場合があります。